鳥取県告示第195号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成25年3月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

日野郡江府町大字吉原字上ノ山420から423まで、425の1から425の3まで、426の1から426の3まで、427の1から427の3まで、428の1から428の3まで、429の1から429の3まで、字出口821、826の1、826の2、字西屋敷883の1、884、906から909まで

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、江府町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び江府町役場に備え置いて縦 覧に供する。)